

問15 発明者の補正（特・実・意）

発明者（実用新案は考案者・意匠は創作者）の補正について教えてください。

答： 発明者の補正を行う場合の留意点を以下のとおりまとめました。

- ・発明者の補正は、原則、発明者の誤記を訂正するに限られます。
- ・発明者の補正を含む手続の補正は、事件が特許庁に係属している場合に限り認めます（特許法第17条第1項本文）。

1. 発明者の誤記（同音異字）の訂正

- ・発明者の表示の誤記を訂正する場合です。
- ・発明者の表示の誤記の訂正は「手続補正書」の提出により行います。
- ・「誤記の理由を記載した書面」の添付が必要です。なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名又は姓及び住所を同時に訂正する場合等）には発明者相互の宣誓書の提出を求める場合があります。

手続補正書をオンラインで提出する場合

手続補正書をオンラインで提出する場合には、当該手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで、手続補正書（理由書の添付）の提出が不要になります。

手続補正書記載例

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	発明者
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【発明者】	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
【氏名】	札幌 太郎
【発明者】	
【住所又は居所】	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
【氏名】	尾張 次郎
【その他】	誤記の理由は、〇〇〇〇です。

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後の発明者全員の記載が必要です（例えば、発明者が2名いる場合であって、1名の表示の誤記を訂正するときであっても、発明者2名の記載が必要です。）。

手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで理由書（書面）の添付に代えることができます。変更（追加・削除）の理由は、例えば「願書を作成するときに「〇〇太郎」を「〇〇次郎」とタイプミスをし、その確認を怠ったため、誤記したものです。」のように、具体的に記載してください。

手続補正書を書面で提出する場合

手続補正書に、変更（追加、削除）の理由を記載した書面を添付して提出します。書面にて提出した場合、当該手続補正書の電子化手数料は必要です。

手続補正書記載例

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【手続補正1】	
【補足対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	発明者
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【発明者】	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
【氏名】	札幌 太郎
【発明者】	
【住所又は居所】	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
【氏名】	尾張 次郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	理由書 1

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後の発明者全員の記載が必要です（例えば、発明者が2名いる場合であって、1名の表示の誤記を訂正するときであっても、発明者2名の記載が必要です。）。

変更（追加、削除）の理由を記載した書面には、例えば、「願書を作成するときに「〇〇太郎」を「〇〇次郎」とタイプミスをし、その確認を怠ったため、誤記したものです。」のように、具体的に記載してください。

2. 発明者の変更（追加・削除）

- ・誤記の訂正が、発明者自体の変更になる場合です。
- ・発明者の誤記の訂正は「**手続補正書**」の提出により行います。
- ・「**手続補正書**」には、以下（1）及び（2）の書面の添付が必要になります。

（1）発明者相互の宣誓書（変更前の願書の発明者の欄に記載のある者と補正後の同欄に記載される者の全員分の真の発明者である旨又はない旨の宣誓）※譲渡証書等は原則不要です。

（2）変更（追加、削除）の理由を記載した書面

手続補正書をオンラインで提出する場合

手続補正書（①）をオンラインで提出する場合には、3日以内を目安に、手続補正書（②）（発明者相互の宣誓書等必要な書面を添付）の提出が必要です。手続補正書は書面又は電子特殊申請により提出可能です。書面にて提出された場合であっても、当該手続補正書の電子化手数料は不要です。

①手続補正書記載例

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【補正をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	発明者
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【発明者】	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1
【氏名】	札幌 太郎
【発明者】	
【住所又は居所】	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1
【氏名】	大宮 次郎
【その他】	変更（追加・削除）の理由は、〇〇〇〇です。 （【提出物件の目録】）

【補正の内容】には、変更後（追加後・削除後）の発明者全員を記載します。

補正方法は「変更」です。

手続補正書に【その他】の欄を設けて、変更（追加・削除）の理由を記載することで理由書（書面）の添付に代えることができます。変更（追加・削除）の理由は、例えば「代理人が願書を作成するにあたり、出願人からの依頼書において、発明者「〇〇 〇〇」の記載が抜けていたため、特許願の記載を脱漏したものです」のように、具体的に記載する必要があります。なお、出願時の特許願に記載すべき発明者を何らかの理由で記載しなかった場合には、その経緯等を具体的に記載し、発明者を誤記した理由（原因）にも言及してください。

添付する書面について、書面の提出を手続補正書等により行う場合には、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

②手続補足書記載例

【書類名】	手続補足書
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【補足をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【補足対象書類名】	手続補正書
【補足の内容】	発明者相互の宣誓書を提出する。
【提出物件の目録】	
【物件名】	宣誓書 1

手続補正書を書面で提出する場合

手続補正書に、発明者相互の宣誓書及び変更（追加、削除）の理由を記載した書面を添付して提出（書面手続）します。この場合、当該手続補正書の電子化手数料は必要です。

手続補正書記載例

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇
【補正をする者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【手続補正 1】	
【補足対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	発明者
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【発明者】	
【住所又は居所】	北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1
【氏名】	札幌 太郎
【発明者】	
【住所又は居所】	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1
【氏名】	大宮 次郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	宣誓書 1
【物件名】	理由書 1

補正方法は「変更」です。

【補正の内容】には、変更後（追加後・削除後）の発明者全員を記載します。

変更（追加、削除）の理由を記載した書面には、例えば「代理人が願書を作成するにあたり、出願人からの依頼書において、発明者「〇〇 〇〇」の記載が抜けていたため、特許願の記載を脱漏したものです」のように、具体的に記載します。
なお、出願時の願書に記載すべき発明者を何らかの理由で記載しなかった場合には、その経緯等を具体的に記載し、発明者を誤記した理由（原因）にも言及してください。

宣誓書の記載例

- ・ 宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。
- ・ 宣誓書は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

（１）発明者を追加する場合

宣誓書	
令和〇〇年〇月〇日	
下記の出願について、私ども、札幌太郎及び尾張次郎が真の発明者であることをここに宣誓します。	
記	
1. 出願番号	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
2. 発明の名称	〇〇〇の製造方法
発明者	
住所（居所）	北海道札幌市北区北8条西2-1-1
氏名	札幌 太郎
発明者	
住所（居所）	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
氏名	尾張 次郎

発明者を追加する場合とは
出願時→ a 「札幌太郎」 1名
補 正→ b 「尾張次郎」 を追加する場合

宣誓文言として、発明者の相互関係（aとbが共に発明者である旨）を記載する必要があります。

発明者全員（aとb）の記名が必要です。
なお、宣誓文に発明者の相互関係が記載されていれば、1名ごとに宣誓書を作成し提出することもできます。

宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。

(2) 発明者を削除する場合

宣誓書	
令和〇〇年〇月〇日	
下記の出願について、札幌太郎及び発明三郎が真の発明者であり、尾張次郎は発明者ではないことをここに宣誓します。	
記	
1. 出願番号	特願 2000-000000
2. 発明の名称	〇〇〇の製造方法
発明者 住所（居所） 氏名	北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1 札幌 太郎
住所（居所） 氏名	愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2 尾張 次郎
発明者 住所（居所） 氏名	北海道札幌市北区北 8 条西 2 - 1 - 1 発明 三郎

発明者を削除する場合とは
出願時→ a 「札幌太郎」と
 b 「尾張次郎」と
 c 「発明三郎」の 3 名
補 正→ b 「尾張次郎」を削除する場合

宣誓文言として、発明者の相互関係（a 及び c が発明者であり b は発明者でない旨）を記載する必要があります。

発明者 a 及び c と非発明者 b の記名が必要です。
なお、宣誓文に発明者の相互関係が記載されていれば、1 名ごとに宣誓書を作成し提出することもできます。

宣誓書に押印（外国人の場合は署名）は不要です。

非発明者 b には「発明者」の表示を記載してはいけません。

問16 代理人に関する届出書（四法共通）

代理人に関する届出書の記載方法について教えてください。

答： 代理人に関する届出を行う際の留意点を以下のとおりまとめました。

1. 代理人本人が代理人の受任を届け出るとき、出願人が新しい代理人の選任を届け出るとき（代理人が増える）

・代理人受任届

代理人本人が代理人の受任を届け出る手続です。

【書類名】	代理人受任届
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20○○-○○○○○○
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【受任した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理権を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人の共通の代理人として受任したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

1 事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、次のいずれかの方法によります。

- ① 各代理人が代理人受任届を提出します。
- ② 【受任した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。オンラインによる手続をした場合、オンライン手続実行者以外の代理人は、意思確認の手続が必要です（別途、意思確認の手続補足書を提出します）。

※オンライン手続により複数の代理人の受任を一通の代理人受任届で届け出る場合は、オンライン手続実行者以外の代理人の意思確認の手続が必要となることから、代理人選任届で届け出ることをおすすめします。

・代理人選任届

出願人（又はその代理人）が、新しい代理人を選任したことを届け出る手続です。

【書類名】	代理人選任届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2000-0000000
【手続をした者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【選任した代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 8
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理人の選任を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので
 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出
 願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示を
 それぞれ「実願」、「意願」、「商願」としま
 す。

複数の出願人の共通の代理人として選任したこ
 とを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を
 繰り返し設けて、該当する出願人を記載しま
 す。

1 事件に対し、複数の代理人について届け出る
 ときは、【選任した代理人】の欄を繰り返し設
 けて記載します。

「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設ける
 に及びません。

2. 代理人本人が代理人の辞任を届け出るとき、出願人が代理権の消滅を届け出るとき
(代理人が減る)

・代理人辞任届

代理人本人が代理人の辞任を届け出る手続です。

【書類名】	代理人辞任届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【辞任した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人を辞任したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、次のいずれかの方法によります。

- ①各々の代理人が代理人辞任届を提出します。
- ②【辞任した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。オンラインによる手続をした場合、オンライン手続実行者以外の代理人は、意思確認の手続が必要です（別途、意思確認の手続補足書を提出します）。

・代理権消滅届

出願人（又はその代理人）が代理権の消滅を届け出る手続です。

【書類名】	代理権消滅届	<p>本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p> <p>複数の出願人に係る共通の代理人の代理権が消滅したことを届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。</p> <p>1 事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【代理権の消滅した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。</p> <p>出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。</p> <p>代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面の要否については、出願人による手続か、代理人による手続かによって異なります。</p> <p>① <u>出願人本人による手続の場合</u> 「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。</p> <p>② <u>代理人による手続の場合</u> 代理人による手続の場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要です。</p>
【提出日】	令和〇年〇月〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【手続をした者】		
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8	
【氏名又は名称】	東北特許株式会社	
【代表者】	東北 太郎	
【届出の内容】		
【代理権の消滅した代理人】		
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	広島 史郎	
【代理人】		
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 8	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	大宮 三郎	
【提出物件の目録】		
【物件名】	代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1	

※令和3年4月1日付けの方式審査便覧の改訂により、「代理人解任届」及び「復代理人解任届」は廃止されました。（法令上根拠のある特許法施行規則様式9「代理権消滅届」、「復代理権消滅届」で代替可能であるため。）代理権の消滅に関しては「代理権消滅届」、「復代理権消滅届」を提出してください。

①出願人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要

【書類名】	代理権消滅届
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20○○-○○○○○○
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【代理権の消滅した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」が代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付は不要です。

②代理人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要

【書類名】	代理権消滅届
【提出日】	令和○年○月○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20○○-○○○○○○
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【代理権の消滅した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【代理人】	
【識別番号】	101234568
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」の代理人「大宮三郎」が代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付が必要です。

3. 新しい代理人の選任とともに、これまでの代理人の解任を同時に届け出るとき (代理人が入れ替わる)

・代理人変更届

出願人（又はその代理人）が新しい代理人の選任とともに、これまでの代理人の解任を同時に届ける手続です。

【書類名】	代理人変更届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続をした者】	
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【選任した代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 8
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【代理権の消滅した代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 7
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【代理人】	
【識別番号】	1 0 1 2 3 4 5 6 9
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 次郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理人の選任を証明する書面 1
【物件名】	代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人の交代を届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し返して、該当する出願人を記載します。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【選任した代理人】及び【代理権の消滅した代理人】の欄を繰り返し返して記載します。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。

オンラインにより「代理人変更届」を提出し、証明書類を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面の要否については、出願人による手続か、代理人による手続かによって異なります。

① 出願人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要です。

② 代理人による手続の場合

代理人による手続の場合は、「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要です。

出願人が届け出る場合及び代理人が届け出る場合のいずれについても、「代理人の選任を証明する書面（委任状）」が必要です。

①出願人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」は不要

【書類名】	代理人変更届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【選任した代理人】	
【識別番号】	101234568
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【代理権の消滅した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理人の選任を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので、
 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」が代理人「大宮三郎」の選任と、代理人「広島史郎」の代理権の消滅を同時に届け出る場合は、「代理人の選任を証明する書面」が必要です。
 ※「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付は不要です。

②代理人による手続の場合

「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」が必要

【書類名】	代理人変更届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	
【選任した代理人】	
【識別番号】	101234568
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【代理権の消滅した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【代理人】	
【識別番号】	101234569
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 次郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理人の選任を証明する書面 1
【物件名】	代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので、
 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

出願人「東北特許株式会社」の代理人「大宮次郎」が代理人「大宮三郎」の選任と、代理人「広島史郎」の代理権の消滅を届け出る場合は、
 ①「代理人の選任を証明する書面」
 ②「代理権の消滅に関する出願人の意思を証明する書面」の添付が必要です。

4. 代理権の内容が変わったので、その代理権を証明する書面（委任状）を提出するとき

・代理権変更届

出願人（又はその代理人）がその代理権の内容の変更を届け出る手続です。

【書類名】	代理権変更届
【提出日】	令和〇年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続をした者】	
【識別番号】	012345678
【氏名又は名称】	東北特許株式会社
【代表者】	東北 太郎
【届出の内容】	下記の代理人に関する代理権は、添付の代理権を証明する書面に記載の内容の通り追加・変更します。
【代理権を変更した代理人】	
【識別番号】	101234567
【弁理士】	
【氏名又は名称】	広島 史郎
【代理人】	
【識別番号】	101234568
【弁理士】	
【氏名又は名称】	大宮 三郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理権を証明する書面 1

本様式見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。

複数の出願人に係る共通の代理人の代理権の変更を届け出る場合は、【手続をした者】の欄を繰り返し設けて、該当する出願人を記載します。

1事件に対し、複数の代理人について届け出るときは、【代理権を変更した代理人】の欄を繰り返し設けて記載します。

出願人が届け出る場合は、代理人の欄は設けるに及びません。

出願人が届け出る場合及び代理人が届け出る場合のいずれについても、「代理権を証明する書面（委任状）」が必要です。

オンラインにより「代理権変更届」を提出し、委任状を「手続補足書」で提出する場合、【提出物件の目録】の欄は記載しません。

5. 委任状記載例

以下の記載例を参考に、作成してください。なお、実際に委任状を作成される際には、出願人と代理人の間で取り決めた委任事項を記載してください。

- ・委任状に押印（外国人の場合は署名）は不要です。
- ・委任状は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

①代理権を証明する書面・代理人の選任を証明する書面の記載例

例：出願人「東北特許株式会社」が代理人「特許三郎」を代理人として選任したことを証明する場

<p style="text-align: center;">委任状</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（弁理士）特許 三郎を以て代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇に関する一切の件</p> <p style="text-align: center;">住所（居所）宮城県仙台市青葉区本町△△ 氏名（名称）東北特許株式会社 代表者 伊達花子</p>	<p>次の事項を代理するためには、特別授権が必要です。委任状に当該事項を委任する旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・出願の変更・出願の放棄、取下げ・特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ・請求、申請、申立ての取下げ・先の出願に基づく優先権主張、取下げ・実用新案登録に基づく特許出願・出願公開の請求・拒絶査定不服審判の請求・特許権の放棄・復代理人の選任
<p>本見本は特許の様式となっておりますので実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の場合は、【出願番号】の「特願」の表示をそれぞれ「実願」、「意願」、「商願」とします。</p>	

